

ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

要介護度1～要介護度5の方

★身体介護

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	初回加算	処遇改善加算	合計額 円	
20分未満の場合	163	37		回利用 ↓ 円	200		45
20分以上30分未満	244	55			緊急時 訪問加算		処遇改善加算
30分以上1時間未満	387	87			100		22
1時間以上1時間30分未	567	127			生活機能 向上連携 加算 I		処遇改善加算
1時間30分以上 (30分増すごとに)	82	18			100		22

★生活援助

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	初回加算	処遇改善加算	合計額 円	
20分以上45分未満	179	40		回利用 ↓ 円	200		45
45分以上	220	49			緊急時 訪問加算		処遇改善加算
※45分以上の時間区分については別紙参照					100		22
★身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った時				生活機能 向上連携 加算 I	処遇改善加算	円	
サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	100	22		
20分以上45分未満	65	15		生活機能 向上連携 加算 I	100		22
45分以上1時間10分未満	130	29					
1時間10分以上1時間35分未満	195	44	円				

* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

* 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **22.4%**が加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝算定額×22.4% (小数点第一位を四捨五入)

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、R6年介護報酬改定により現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

■期間や回数に限られている料金(加算)

①初回加算 1ヶ月当たり2000円(自己負担額200円)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

②緊急時訪問介護加算 1回当たり1000円(自己負担額100円)

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に加算されます。

③生活機能向上連携加算Ⅰ 1ヶ月当たり1000円(自己負担額100円) ※3か月で評価→計画見直し

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

要支援1・要支援2の方 事業対象者の方

※要支援1、要支援2の方への訪問時間については、1回の訪問で最大70分程度とさせていただきます。(別紙参照)

★要支援1・事業対象者

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

	(月/円)	処遇改善加算	合計額	初回加算	処遇改善加算
週1回程度	1176	263	円/月		
週2回程度	2349	526		200	45

★要支援2・事業対象者

	(月/円)	処遇改善加算	合計額	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善加算
週1回程度	1176	263	円/月		
週2回程度	2349	526		100	22
週3回程度	3727	835			

* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

* 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **22.4%**が加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝算定額×22.4% (小数点第一位を四捨五入)

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、R6年介護報酬改定により現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

ホームヘルプステーション梅の郷をご利用頂きましてまことにありがとうございます。

当事業所では、家事援助や生活援助、身体介護等、ケアマネジャーの定めるケアプランに基づき、ご利用者、ご家族との信頼関係を大切にしながらサービス提供を行っています。

ご利用にあたり注意事項がいくつかございますので、下記を参照して頂きまして、心地よいサービス利用へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 介護保険で決められたサービス提供について

ヘルパーが訪問時に行えることは、介護保険で決められています。

必要以上の介護や援助は行えませんので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

詳しくは「利用できる・利用できない!?介護保険の訪問介護サービス」をご覧ください。

○ ヘルパー利用をお休みしたい時は?

あらかじめ中止したい日や時間が分かっている場合には、前日までに下記連絡先まで連絡してください。

急な変更や利用中止(お休み)の場合には、訪問時間前までに必ず連絡をお願いします。

○ 訪問予定の時間になってもヘルパーさんが来ない!?

訪問予定の職員が、他の訪問先の急な出来事や対応で、予定時刻に遅れてしまうような場合には、お電話に必ずご連絡します。

交通渋滞や悪天候などの場合、通常よりも移動に時間がかかることがあります。

○ ご自宅での準備をお願いします。

身体介護や家事援助に必要な備品類(ゴム手袋や洗剤、掃除用品、介護用品など)は、原則としてご自宅に使用します。

訪問前までに、ご本人又はご家族での準備をお願いします。

ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

要介護度1～要介護度5の方

★身体介護

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	初回加算	処遇改善加算	合計額 円	
20分未満の場合	326	73		回利用 ↓ 円	400		90
20分以上30分未満	488	109			緊急時 訪問加算		処遇改善加算
30分以上1時間未満	774	173			200		45
1時間以上1時間30分未	1134	254			生活機能 向上連携 加算Ⅰ		処遇改善加算
1時間30分以上 (30分増すごとに)	164	37					

★生活援助

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	初回加算	処遇改善加算	合計額 円	
20分以上45分未満	358	80		回利用 ↓ 円	400		90
45分以上	440	99			緊急時 訪問加算		処遇改善加算
※45分以上の時間区分については別紙参照					200		45
★身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った時				生活機能 向上連携 加算Ⅰ	処遇改善加算	合計額 円	
サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	200	45		
20分以上45分未満	130	29		生活機能 向上連携 加算Ⅰ	処遇改善加算		
45分以上1時間10分未満	260	58					
1時間10分以上1時間35分未満	390	87	円	200	45	円	

* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

* 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **22.4%** が加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝算定額×22.4% (小数点第一位を四捨五入)

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、R6年介護報酬改定により現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

■期間や回数に限られている料金(加算)

①初回加算 1ヶ月当たり2000円(自己負担額200円)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

②緊急時訪問介護加算 1回当たり1000円(自己負担額100円)

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に加算されます。

③生活機能向上連携加算Ⅰ 1ヶ月当たり1000円(自己負担額100円) ※3か月で評価→計画見直し

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

要支援1・要支援2の方 事業対象者の方

※要支援1、要支援2の方への訪問時間については、1回の訪問で最大70分程度とさせていただきます。(別紙参照)

★要支援1・事業対象者

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

	(月/円)	処遇改善加算	合計額	初回加算	処遇改善加算
週1回程度	2352	527	円/月	400	90
週2回程度	4698	1052			

★要支援2・事業対象者

	(月/円)	処遇改善加算	合計額	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善加算
週1回程度	2352	527	円/月	200	45
週2回程度	4698	1052			
週3回程度	7454	1670			

* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

* 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **22.4%**が加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝算定額×22.4% (小数点第一位を四捨五入)

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、R6年介護報酬改定により現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

ホームヘルプステーション梅の郷をご利用頂きましてまことにありがとうございます。

当事業所では、家事援助や生活援助、身体介護等、ケアマネジャーの定めるケアプランに基づき、ご利用者、ご家族との信頼関係を大切にしながらサービス提供を行っています。

ご利用にあたり注意事項がいくつかございますので、下記を参照して頂きまして、心地よいサービス利用へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 介護保険で決められたサービス提供について

ヘルパーが訪問時に行えることは、介護保険で決められています。

必要以上の介護や援助は行えませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは「利用できる・利用できない!?介護保険の訪問介護サービス」をご覧ください。

○ ヘルパー利用をお休みしたい時は?

あらかじめ中止したい日や時間が分かっている場合には、前日までに下記連絡先まで連絡してください。

急な変更や利用中止(お休み)の場合には、訪問時間前までに必ず連絡をお願いします。

○ 訪問予定の時間になってもヘルパーさんが来ない!?

訪問予定の職員が、他の訪問先の急な出来事や対応で、予定時刻に遅れてしまうような場合には、お電話に必ずご連絡します。

交通渋滞や悪天候などの場合、通常よりも移動に時間がかかることがあります。

○ ご自宅での準備をお願いします。

身体介護や家事援助に必要な備品類(ゴム手袋や洗剤、掃除用品、介護用品など)は、原則としてご自宅に使用します。

訪問前までに、ご本人又はご家族での準備をお願いします。

ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

要介護度1～要介護度5の方

★身体介護

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	初回加算	処遇改善加算	合計額 円	
20分未満の場合	489	110		回利用 ↓ 円	600		134
20分以上30分未満	732	164			緊急時 訪問加算		処遇改善加算
30分以上1時間未満	1161	260			300		67
1時間以上1時間30分未	1701	381			生活機能 向上連携 加算 I		処遇改善加算
1時間30分以上 (30分増すごとに)	246	55					

★生活援助

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	初回加算	処遇改善加算	合計額 円	
20分以上45分未満	537	120		回利用 ↓ 円	600		134
45分以上	660	148			緊急時 訪問加算		処遇改善加算
※45分以上の時間区分については別紙参照					300		67
★身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った時				生活機能 向上連携 加算 I	処遇改善加算	円	
サービスに要する時間	サービスに係わる自己負担(円/回)	処遇改善加算	×回数 回利用 ↓ 円	300	67		
20分以上45分未満	195	44	回利用 ↓ 円	300	67		
45分以上1時間10分未満	390	87					
1時間10分以上1時間35分未満	585	131					

* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

* 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **22.4%**が加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝算定額×22.4% (小数点第一位を四捨五入)

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、R6年介護報酬改定により現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

■期間や回数に限られている料金(加算)

①初回加算 1ヶ月当たり2000円(自己負担額200円)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

②緊急時訪問介護加算 1回当たり1000円(自己負担額100円)

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に加算されます。

③生活機能向上連携加算Ⅰ 1ヶ月当たり1000円(自己負担額100円) ※3か月で評価→計画見直し

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等と利用者の身体状況の評価を共同で行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携を図りながら訪問介護を行った場合に加算されます。

ホームヘルプステーション梅の郷 料金案内

要支援1・要支援2の方 事業対象者の方

※要支援1、要支援2の方への訪問時間については、1回の訪問で最大70分程度とさせていただきます。(別紙参照)

★要支援1・事業対象者

※各加算については、下記説明を参照して下さい。

	(月/円)	処遇改善加算	合計額	初回加算	処遇改善加算
週1回程度	3528	790	円/月	600	134
週2回程度	7047	1579			

★要支援2・事業対象者

	(月/円)	処遇改善加算	合計額	生活機能向上連携加算Ⅰ	処遇改善加算
週1回程度	3528	790	円/月	300	67
週2回程度	7047	1579			
週3回程度	11181	2505			

* 同一建物訪問減算 算定額×100分の10

同一建物への訪問は算定額の10%が減算されます。

* 特別地域加算 算定額×100分の15

特別地域加算として算定額の15%が加算されます

* 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇を改善する目的として、算定額の **22.4%**が加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝算定額×22.4% (小数点第一位を四捨五入)

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、R6年介護報酬改定により現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

ホームヘルプステーション梅の郷をご利用頂きましてまことにありがとうございます。

当事業所では、家事援助や生活援助、身体介護等、ケアマネジャーの定めるケアプランに基づき、ご利用者、ご家族との信頼関係を大切にしながらサービス提供を行っています。

ご利用にあたり注意事項がいくつかございますので、下記を参照して頂きまして、心地よいサービス利用へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 介護保険で決められたサービス提供について

ヘルパーが訪問時に行えることは、介護保険で決められています。

必要以上の介護や援助は行えませんので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは「利用できる・利用できない!?介護保険の訪問介護サービス」をご覧ください。

○ ヘルパー利用をお休みしたい時は?

あらかじめ中止したい日や時間が分かっている場合には、前日までに下記連絡先まで連絡してください。

急な変更や利用中止(お休み)の場合には、訪問時間前までに必ず連絡をお願いします。

○ 訪問予定の時間になってもヘルパーさんが来ない!?

訪問予定の職員が、他の訪問先の急な出来事や対応で、予定時刻に遅れてしまうような場合には、お電話に必ずご連絡します。

交通渋滞や悪天候などの場合、通常よりも移動に時間がかかることがあります。

○ ご自宅での準備をお願いします。

身体介護や家事援助に必要な備品類(ゴム手袋や洗剤、掃除用品、介護用品など)は、原則としてご自宅に使用します。

訪問前までに、ご本人又はご家族での準備をお願いします。